

## 令和2年度における独立行政法人労働政策研究・研修機構の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和2年10月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和2年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

### 第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

#### 1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

機構は、令和2年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約6億6千万円、比率が6.6.7%になるよう努めるものとする。

#### 2 新規中小企業者向け契約目標

令和2年度における中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、少なくとも前年度までの実績を上回るよう努めるものとする。

### 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

#### 1 官公需に関する相談体制の整備

「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

#### 2 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう引き続き努めるものとする。

#### 3 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

中小企業・小規模事業者が入札金額の積算をするための期間を十分確保するために入札案件の業務内容を個別に勘案し、入札公告終了日から入札日までの期間を十分に確保する取組を継続する。

政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう努めるものとする。

#### 4 総合評価落札方式の適切な運用

総合評価方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書の作成に努めるものとする。また、同方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法についての検討を行う。

#### 5 調達における下位等級者の参加の推進

調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

#### 6 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

### 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

#### 1 新規中小企業者からの相談体制

「官公需相談窓口」の担当は、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

#### 2 ここから調達サイトの活用による調達の推進

契約事務担当者は、少額の随意契約による場合、契約の内容を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しながら「ここから調達サイト」等を利用し、新規中小企業者の競争参加に努める。

### 第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

#### 1 本方針の適用範囲

本方針は、機構の全ての部署に適用する。

#### 2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため、機構に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、関係部署に対し改善策を指示する。

#### 付則

##### ○本方針の公表

法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

推進本部

本部長 : 理事（契約責任者）

本部員 : 総務部長

総務部次長

総務部会計課長

総務部経理課長

労働大学校事務局長

労働大学校研修推進課長

その他本部長が指名する職員

（事務局 総務部会計課）